

中小企業の強い組織づくりをプロデュースする……

# ひととき レター

2018  
Mar  
弥生

人事労務マネジメントひととき  
リガーレひととき株式会社  
〒460-0003  
名古屋市中区錦3-1-30錦マルエムビル6F  
TEL:052-684-4020  
FAX:052-684-4030  
e-mail: info@hito-to-ki.jp

桜の蕾もいよいよ膨らみ始め、開花が待ち遠しい時期です。エネルギーに満ち溢れた新しい季節の空気を胸いっぱい吸い込んで、今年もここから加速です！

## 中小企業の3つを変える 働き方改革

働き方改革の推進をめくっては、国会も紛糾しています。成果主義・脱時間給への道のりはまだまだ険しいものになりそうです。しかし、各企業は、着実にその改革を進めています。その一つが大手セブン&アイホールディングスの時差通勤の導入です。これをヒントに中小企業にもできる試験的な取り組み「3つの変える」をご紹介します。



### 休憩時間を変える

職場の周辺環境にもよりますが、お昼の12時になると一斉に休憩が始まり、飲食店やコンビニなどに人が集中します。そのため、せっかくの休憩時間にも待ち時間や混雑などのストレスがかかります。

#### そこで、フレキシブルな休憩時間

この仕組みによって、こうした混雑やストレスを軽減する方法です。

ただし、労働基準法により休憩の一斉付与の原則があるため、労使協定を締結する必要があります。

この改革の真の目的は、休憩以外の時間を見直すことです。休憩時間の質を高める改革＝就業時間の質を高めること、という意図を周知することも必要です。



### ミーティングを変える

職場内での情報共有の場は必要ですが、そのやり方がマンネリ化、一方的な情報提供、特定の人のみが発言…等の問題点ありませんか？

↓  
そこで、**目的別「3つのミーティング方法」**

①場所を変える：社内→カフェや公園等  
⇒社内の閉塞的な雰囲気を打開したい時に。自由で忌憚のない意見が出てくる可能性もあります。



②姿勢を変える：立ち姿勢で行う  
⇒緊張感を持たせて、時間短縮を図る時に。ムダな会話を無くす効果が期待できます。



③時間を変える：朝礼→昼礼・夕礼  
⇒業務の途中経過の報告や翌日への連携などにも有効です。

### 職位を変える

春は人事異動のシーズンです。しかし不本意な異動の辞令にモチベーションが下がるケースもあります。一方的ではなく双方向の人事異動が生産性向上には必須です。

↓  
そこで、**1日限定「君の名は。」制度**

社員から立候補・希望をヒアリング&周囲の投票→1日1人だけ配置転換する方法です。



また、制度実施後に社内でアンケートを取ることで、周囲からの評価や意見を知り、また自身は他部署や他の職務を体感し、適性を知ることになります。



実際の業務への影響がないよう、今後の評価・育成方針・配置転換の参考にする目的を明確にしておく必要はあります。

### =ワンポイント=

こうした改革は、一定のルールを決めて、その中で運用することが肝となります。また、現状の組織風土や目的によって、有効な取り組み方も異なります。そして、こうした改革を実行する前に、現場へのヒアリングによりニーズをあぶりだすことと、実行後の効果測定が重要です。何事もトライ&エラーでより良い方法を見つけ出すしかありません。しかし、立ち止まらず、改革への一歩を踏み出す勇気を会社が示すと、社員の中にもこうした動きが伝播します。それこそが働き方改革への道ではないでしょうか。

### 保険料率 改定情報

毎年この時期は**給与に関わる改定**がありますので、ご担当者様は要チェックです！

#### 【健康保険/介護保険】

適用:H30年3月分～

注)社保料の給与天引きが当月給与の企業様は今月から改正

=健康保険料率= 料率:地域によって異なります  
愛知県:9.90% (前年度より減) 岐阜県:9.91% (前年度より減)

注)上記は労使合計分(給与天引きは上記の1/2)

=介護保険料率=  
40～64歳:1.57% (前年度より減)

注)該当する方は健康保険料率に介護保険料率が加わります

【雇用保険】 前年度から変更ありません。  
一般:労働者3/1000、事業主6/1000  
建設:労働者4/1000、事業主8/1000

注)労災保険は業種によっては料率変更有

### 36協定等の届出

法定(1日8時間、1週40時間)を上回る労働時間で労働する場合や、時間外

労働や休日出勤などは、労使協定を締結し、労働基準監督署に『36協定』の届出が必要となります。これは、毎年届け出る必要があります。



### 社保等の手続きで増える！ マイナンバー記載

社会保険・雇用保険の手続きに、マイナンバーの記載が必要になるケースが増えます。



#### 主なマイナンバー記載必要書類

《3月～》社会保険:算定基礎届、賞与支払届等  
(マイナンバーもしくは基礎年番号でもOK)

《5月～》雇用保険:資格取得/喪失・育児休業給付等

この機会に、社内でのマイナンバーの回収・保管・廃棄の方法などを再確認ください。ひとときで手続き代行中の企業様には、別途ご案内をお送りいたします。



ひとときの場合スタッフの働き方が多様性に富んでいます。在宅勤務・短時間勤務が大半です。そのためスタッフ同士での連携や情報の共有などが欠かせません。そこで事務所内で実施していることの一部をご紹介します。

### スタッフ間での交換日記♪

業務の連携に欠かせないのが情報共有です。そのために、スタッフ間で交換日記ならぬ、共有のカレンダーを使い業務履歴を残しています。それをもとに顔を合わせた時には打ち合わせをしています。これによってモレやミスが減りました。



### 改ざんのない書類へ

行政では、改ざんやもみ消しもある書類ですが、ひとときではこうした書類の1つ1つを大切に扱っています。書類には必ず目を通した人の「署名と日付」を記載しています。責任の所在を明確に！国にもお願いしたいことです。



### 挨拶レベルの

### 「あれどうなった？」

ひとときの仕事は他のスタッフに連携して完成する流れがほとんどです。その為、自分の手を離れた後どうだったのか？次の出勤時に確認する習慣ができています。こうして全員が全体の流れを知っておくと、担当業務が変わっても戸惑いが少なく業務を遂行できます。



### “ランチ”×“ミーティング”＝組織活性化

月1回程度、その日の出勤メンバーでランチミーティングをしています。ミーティングといいつつも、ざっくばらんに会話をする中から、日常の生活情報から仕事のヒントまで、自由に話をしています。こうした何気ない会話が存在することによって、事務所の空気もメリハリが出てきます。目の前の業務に集中しつつも、緊張感だけでなく適度にリラックスできる雰囲気が生まれています。



of事務所近くのカフェ  
この日の話題は  
「遺族年金」でした♪

### 『人のふり見て…自分に活かす』

ひとときはスタッフの持ち味が異なることが強みでもあります。元マナー講師の電話対応などは他のスタッフにとっては、いいお手本です。また、専門知識が豊富なメンバーが出勤の際に、みんながこぞって質問すると鋭い回答を得られ「へえ～！」の大合唱です。さらに、細かいチェック作業が得意なメンバーの仕事ぶりからは、書類の見るべきポイントなどの気付きを得ることができます。社労士試験勉強中のメンバーからの指摘は、法律や原則を改めて再確認させられたりと、メンバー同士の存在が刺激になっています。

個性  
talent

## 実は深い…?! こぼれ話



### 第1話『たまにやっけるは戦力外』

これは、自称イクメン夫に浴びせられた妻の言葉です。これは家庭内に限らず、社内においては評価の場面でも当てはまる言葉です。“たまに出来た”“たまにやっている”では、評価における『出来た・実行した』の基準を満たしていません。継続して安定して業務をこなす、成果を出している、それでこそ安心して任せられる人材であり、評価の対象となり得ます。家庭でも職場でも、戦力外通告されないために…心に突き刺さる言葉でした。

### 第2話『たかが1分、されど1分』

とある職場で9時～15時まで働くアルバイトが「タイムカードを15時の1分前(14時59分)に押すように上司に言われた」というのです。1時間単位の時給で働いている彼らにとって、14時～の59分間のお給料がちゃんともらえるのか心配していました。



賃金の計算において、本来は1時間未満の計算は1分単位で行います。ただし便宜上、30分単位等で計算する場合も多くあるようですが、厳密には違法となります。

また、労働基準法上での労働時間は「使用者の指揮命令下におかれている時間」であり、例えば作業着への着替えの時間等も労働時間としてカウントされます。(判例：三菱重工長崎造船所事件、平成12年3月9日最高裁)

現実的には、着替え等の準備は業務開始前に済ませておくのが社会人としてマナーという認識が浸透していますが、こうした法律上の原則は賃金を支払う側として知っておくべきルールではあります。



### ひととき流 助成金活用

最近、ひとときでも助成金を活用して「セルフキャリアドック制度」を導入しました。これは、キャリアコンサルティングを定期的に提供し、主体的にキャリアプランを考え、働く意欲を高める制度です。



(社員：森)キャリアコンを受けてみて、今までぼんやりしていた自分の強みや課題が明確になり、自己理解が深まりました。キャリアコンで立てた目標に向けて、今後はより一層仕事を頑張ろうという意欲がふつふつと湧いてきています。

注)助成金は4月に改正予定もあります。ご活用の前に、ひとときまでご相談下さい。

=編集後記=

### 『仕事とは、人生を楽しくする装置』

これは『電車男』『君の名は。』で有名な映画プロデューサー川村元気の言葉です。

仕事を通じて生活の糧以外に様々な刺激や人のご縁など得るものはたくさんあります。社員の皆様にとって仕事とは？ぜひ一度聞いてみてください。

Talent - Team - Will



「人」と「企業」  
「人」と「気」持ち  
「人」、「時」  
このキーワードを大切に  
働く人の幸せと企業の成長、  
継続をサポート

最後までお読みいただき、ありがとうございます。  
ひとときレターがご不要の方/内容へのお問い合わせの方は、  
メールまたはFAXでご連絡ください。  
e-mail : info@hito-to-ki.jp FAX: 052-684-4030

文責：社会保険労務士 水野由里&スタッフ森、三上、一ノ本、中西、則武